

**平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会
第 7 回会議要旨**

<出席者>

外部評価委員（5名）

名和田部会長（副会長）、入江委員、富井委員、芳賀委員、渡辺委員
事務局（3名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

<開催日>

平成 22 年 8 月 3 日（火）

<場所>

区役所本庁舎 3 階 第 4 委員会室

<開会>

1 補助事業評価の取りまとめについて

【部会長】

会議を開催します。今日は補助事業評価の取りまとめを中心に進めます。

まず事務局に整理していただいている資料がありますので、説明をお願いします。

【事務局】

補助事業評価報告書の見本という形で、全体会がないので各部会にこういう形にしてはどうかという案をご説明しております。

最初に評価区分ですけれども、内部評価の3つの項目を、星3つ、2つ、1つの印付という形で内部評価をしております。それに対する外部評価の審査については、AからEランクで評価するというようになっておりますので、一番最初に評価区分を載せました。表題の下に、17年度の答申のときの内容を載せた上で、区の内部評価、そして太枠をそれに対する外部評価という形で表してはどうかという案です。それ以外の役割分担などがあれば、その下に入ります。もしこれでいくとなれば、評価ランクとそれに対する理由は必ず取り記載することになります。

17年の答申のような形で文書で書いてしまうか、この見本の形とするかの2通りの案があると思いますが、1部会、2部会では、とりあえず、この見本のとおりでやってみようかというような方向で意見はお聞きしております。

【部会長】

評価の内容の取りまとめに向かっていくという作業の前に、現地視察を行っておりますので、どんな感じを受けられたかということをお願いいたします。

【委員】

数カ所見学したわけですが、お風呂屋さんについては94%が内風呂があるという状況で、健康維持という意味はもうほとんどないと思うんです。そういう意味ではなくて特に高齢者の交流の場として、お風呂を通して触れ合うというのは高齢者にとって非常に有効かつ大きな楽しみなので、そういう意味では存続させるために、区が助成をしたほうがいいと思います。

ミニ博物館については、全国に誇れるようなということを自分自身もよく知らなかったということもありまして、PR不足で、もっと活用すべきだと思います。

どちらの場合にもそれ自体では事業が成り立たないので、マンション経営をしながらお風呂屋さんを続けていくとか、ミニ博物館のところでは、補助金は高くありませんし、それを守っていくためにはどうしても補助は必要ではないかと思います。

空き店舗対策については、この商店街活性化をどう展開していくということはかなりいろいろ考えて利用している印象でした。

【委員】

私は、3カ所をまとめて位置づけたときに、新宿が急速に社会の変化にさらされている地区だと思うんですが、そういう中で人々の暮らしはそうそう急速に形態は変わるものではなくて、高齢者のお風呂の問題であったり、それから古くから行われている産業であったり、まちの人の買い物の場というところであったり、まちの形態は変化しても人々が不便を感じないため、そこで生活し、お店を続けていくために激変緩和ということで何らかの区の補助が必要になってくるんだろうなということが現地視察で理解できましたので、比較的その3つの助成に対して必要性を感じたということです。

ただ、最後の空き店舗対策は、その効果というところでは、初期投資が大きいので、なかなかその評価が難しいんだろうなと感じました。

【委員】

私は、2人に比べると評価がきつい見方をしております。

お風呂屋さんもう成り立たない。だから、区がいくら助成してもこの後もどんどん減る。平均の入場者が150人程度だと伺いましたがそれでもそれは早晩100人を切って、利用者はどんどん減っていく。一方で交流の位置づけの場という機能を満たしているというところがあると思います。でも、そういう人もだんだん年とって行けなくなって、そういう人も減ります。そういう意味では、公衆浴場というのはやっぱりどんどん減っていく。つまり役割がなくなっていると思います。

日々の健康の維持だとかふれあいの場だとか理屈をつけて助成して維持を図ることが本当にいいのかということには、率直に言って疑問を禁じ得ない。

お風呂屋さんというのはお風呂をするかマンションだけにしてしまうかは別にして、大体みんなどこに行ってもマンションに変わる。重労働な事業ですから、早晩こういうことに耐えられなくなる。そうすると後継者はいない。だから、先行きどんどん小さくなるのは見えているのに見ようとせず、お金を出す理屈だけ表に出しているということに僕は批判を禁じ得ない。

ミニ博物館は随分立派なところで、博物館としては、もうちょっと見せてくれると、見る人

にとっては行ったかいがあるなど。ああいうところも結局、敷地をたくさん使ってやる仕事ですから、立派なマンションが建っているその下で仕事をやっておられる。今の時代を反映していると思います。ミニ博物館としての感想は、新宿の染色業というのも含めて、区民に知らせるということでは、子どもたちにそういう場を見せて欲しいなという感想を持ちました。

最後に、空き店舗については、ああいうビジネスは行政が助成してやってくださいという事業じゃなくて、ビジネスとして十分成り立つ事業だと思います。新宿区での空き店舗というのは、全国のシャッター通りの問題とは違うと思っていたのを、実際にあそこで見てその感を深くしました。あそこまで行政がやっていたらきりが無い。また、他のビジネスとの比較においても、そこまで行政が助成するようなことはないんじゃないかという感じは否めない。

【部会長】

最後に、簡単に申し上げます。

まず、浴場については、いろいろなお話を聞いた中で最も印象的だったのは、地域経済の中心なんだということです。駅の近くでもないのに、なぜこんなところに商店街があるのかというと、実はお風呂屋さんに人が来てということによって、その周辺に人通りができるということで、それで商店街が形成されるんだということをおっしゃられたのを聞いて、今まで聞いたことのない話だったものですから非常に気づくところがありました。また事実の予測としては次第に寂れていくのであろうと思うんですね。

先ほどの激減緩和という観点は新鮮でした。いきなりなくなってしまってあの辺が激変にさらされるということを緩和する意味があるので、有効である可能性はあると思いました。額がいいのかとか、ここで話し合っただけで最終的決定は決めたいと思いますけれども、地域経済の中心としての機能を依然として果たしていくとして、今後先細りであるとは思いますが、激減緩和という意味で、なお政策上の有効性については可能性があると感じています。

あと、公衆浴場法という法律があるのは強いんだなとつくづく思います。法律というのは全国民の意思ですので、全国民の意思として公衆浴場は残すべしということが決まっているわけですね。それに基づいて補助を打つのは正しいという思想が成り立っていて、そこは大きい。だから、公衆浴場法という法律が廃止されない限り、少なくとも議会とかで追及されたりしても微動だにしないというのは、これがやっぱりすごいなと改めて思いました。

ミニ博物館については、本当に立派な建物にびっくりしました。それから、若い方が思いを持って頑張っていると思います。もう少し交流拠点的になるといいなと思います。

捺染という一つの工程だけでなく、関連する産業が集積をなして残っているわけですね。それがどうして残ったのか。多分補助金ということじゃないと思うんですが、やっぱりああいうものは貴重だなというのが私の感想でありました。

最後の空き店舗は、本来もうちょっと広くて地域の人がふらっと訪れる交流拠点的になればいいと思いましたし、あそこをやっておられた方もそういう気持ちを持たれていたように思います。一般的に言うと、ああいう空き店舗活用みたいなものは初期投資が大変なので、初期投資の部分を助成金でいけるようにすれば、あとはランニングコストで成り立っていく、そういう

うモデルなんだと思うんですけども、ああいうものがビジネスとして成り立つかという、初期投資が助成されて動き出せば、あるいはチャンスがあるかもしれないと思う。ただ、初期投資がなかなかハードルがきついので、そこを行政にというのは、それなりに政策的に要請があるんだろうと思う。そこまでして何の目的を追求しているのかという、やっぱり商店街の中に歯が抜けたように空いたところがあるというのは非常に印象が悪いということだと思うんです。交流拠点としての見方ももっと欲しいとは思いますが、基本的な政策意図は、商店街のあり方として空き店舗を増やさないとということだと思うんです。それが新宿区で追求されるべき政策として行政が関わるかということは、もうちょっと慎重に判断していくべきだと思います。

【委員】

最後の空き店舗は、資料を読むと結構ちゃんとやっているなという印象を受けたんですけども。区が補助して店をオープンするとすると、店舗対策なのかという素朴な疑問はあります。

ミニ博の二葉苑は、結構若い世代にあの地場産業はそれなりに受け継がれているんですね、あの地域に。そういうことで、その人たちが頑張っている限りはうまくいくのかなと。もう一つは、地場産業支援、ものづくり支援というか、今、ああいう助成を受けてやっている。だから、あれはあれでいいのかなと。古い新宿らしさを維持している。

お風呂は、本気でやるんだしたらもうちょっと区と一緒に健康増進プラザみたいなのもっと堅持していくところをやるべきだと。片方で、補助金を出して維持させていくというのがいいことなのか。どんどんマンションに変わって行って、次の世代になつたらなくなっていくんだろうということを考えながら、じゃどういう手を打つかというのをもうちょっと違う視点でやっていかないとだめなのかなという気がします。

【部会長】

視察は有益であったと思います。やっぱり現物を見ないと何ともわからないところですので。それでは、補助事業から作業そのものといったほうがよろしいだろうと思います。

最終的には、1から82番までの事業について、もしこれでいくんだしたら、事業ごとにシートをつくっていくことになるんですか。

【事務局】

そうですね。

【部会長】

部会の意見としてまとめなければなりませんけれども、この見本は割とわかりやすいというか、まず17年答申の中身が資料的な意味で紹介されて、次に内部評価が紹介され、それに対して我々の評価が記されるということで、これで足りない部分は4つの観点からの意見を記載することができるというフォーマットになっています。どうでしょうか、これによっていくか、それとも、こういう点を改善したほうがいいのかという点はありますか。

【委員】

この評価結果のまとめ方で一番注目されるべきものは、やっぱり内部評価に対する評価とい

う枠のところになるので、ここの評価を部会でまとめる必要がありますが、そこをどうするかというのが一番重要です。

【部会長】

それを今ここで審議していかないといけない。

日程としては、今日と、ヒアリング2回が結構長い時間とっているので、それが終わった段階で続きをやってもらうことも可能です。

とりあえず、このフォーマットでやってみますか。委員のチェックシート等、4つの点への意見というところに付すべきことが結構多いようなので、各項、評価結果とその理由を簡単に書くというだけではおさまらない。もうちょっと委員の印象とか思いを伝えたいというところがあるかと思います。この見本を第3部会も使ってみるということでもいいですか。

では具体的な各補助事業の評価を審議していきたいと思います。

やっぱり今、印象が深いうちに視察に関連する事業をここでやったほうがいいですかね。どうでしょうか。まず、公衆浴場についてやってみますか。

【委員】

先ほど社会情勢がどんどん変わっているということで、それから、将来的にはこういうものはなくなっていくという意見がありましたけれども、現在その助成をどうするかということと、将来に向けてどう考えていくべきかという、その2本立てで考えれば、と思います。

私は、公衆浴場については、現在の段階では補助をして、地域の特に高齢者の交流の場としての機能を果たしていると思いますので、現在のところではお風呂屋さんを続けていかれるまで助成をしていくべきだと思います。

【委員】

区が公衆浴場は区民の健康のためにも、コミュニティー醸成のためにも必要なものなんだという定義で助成をしているということに、ちょっと疑義を問いたいです。区民の健康に公衆浴場は必要だというのは、実態でいったら、そうではないと思います。そういう名目を助成につけて言っているにすぎないと思います。

もう一つ問題点を挙げるのは、これは公衆浴場の組合加入者に対する助成なんですね。そういった組合と行政との話し合いで助成が決まるという仕組みは見直すべきではないかと思います。第三者の目が入らないということについては、やっぱり透明性を確保するために、助成の仕方を考えるのはしかるべきであると思います。

設備助成があり、改築助成があり、貸付金があり、そしてふれあい入浴という別の補助もある。どうしても全体で物を見なければならぬんですが、一つ一つについて何らかの意見があります。そういう意味では、15番ガス化の助成というのは一部に見直し・検証が必要な部分があるというBでいいだろうと思いますけれども、浴場改築改修費という16番のほうについては、抜本的な見直しをすべきではないかという意味で、Cが妥当ではないかと思います。17番の資金の貸し付けは、装置産業で大分資金を要する事業で、資金の融資、利子補給というのは、他の事業全部でやっているわけで、これだけ取り出して議論しにくいものですから、これをひっ

くるめて融資はあっていいだろうとすると、Aになるのか。融資は妥当という意味でいうとAかと。

【委員】

15番「公衆浴場設備費助成」は、転廃業防止というのが主目的になっていますけれども、本当に転廃業防止というのがいつまでも主目的でいいのか。それと、この書き方だとガス化するというのは多分環境の問題とか省エネの問題とか、そういうことでガス化促進というのをやっていたんだと思うけれども、ガス化がある程度終わって、今後何を目的に設備費助成をしていくのかというのがいまいわからないという意味では、抜本的に見直しをしたほうがいいのかなということでCにしました。

16番は、21年度なんかはゼロ、お金を使っていないわけですね。それで、実際に健康増進というための公衆浴場の改修という区の思いと、実事業者の思惑といいますか、もう違ってきているんじゃないのかなということで、これも抜本的に見直しをしたほうが良いと思います。

17番は、貸付あっせんと利子補給で、これも転廃業防止というのが主目的になっていますね。

本当に転廃業を防止するんじゃなくて、もっと抜本的な区と協働した公共浴場、公衆ではなく公共浴場的なものに変えると。ことぶき館みたいな施設との棲み分けの問題もありますが、場所と施設というはあるわけですから、そういうところに区と共同事業にして健康増進センター的なものへ転換していくという意味で、抜本的に見直しをしたほうが良いのかなと思います。全部Cです。

【委員】

私は、結果から言えば全部Aをつけました。

皆さんのご意見の中で、まず15番はガス化のあと必要がないのではないかというお話だったけれども、ガス化は終わっているだけけれども、日常的な設備のところでは必要になるのであろうと感想です。

それから、16番の健康増進型の改築ということなんですけれども、高齢者の方が増えて、自分の家のお風呂でも自力で入るのが難しい、家族が介助するのが難しいというケースが増えると思います。そういう施設も少なくなっていくんじゃないかと思ったときに、私はこれをさらに一歩進めて、介護事業みたいなものでもタイアップで、こういうところで現在ある公衆浴場を活用していくということはすごくいい方向性じゃないかと感じたので、もう少しそういう部分は積極的にできないのかなと思いました。この制度を活用して積極的にできないものかと思ったときに、いずれにしても工事自体の全体額が大きいと、事業者の方もなかなか踏み切れない。それから、この事業はどれだけ継続できるかわからないということで踏み切れないということがどうしてもあって、なかなかこれは活用されにくいんだろうと感じまして、そういう意味では、もう少し私はこれを介護事業なんかと一緒にうまく活用していったらいいんじゃないかという方向性を感じています。

利子補給は、他のものと同じで、これだけ取り上げて必要がないと言えないところです。

【部会長】

この外部評価は政策目的自体について何らかの意見を言うということ、その政策目的自体も評価というか、何か意見を言ってもいいのか、そこはどのようなスタンスでしたか。

【事務局】

計画事業は、事業そのものについては、明らかにおかしいというもの以外は踏み込まないということで委員のみなさんの意見はまとまっています。補助事業については、特にその点は議論していませんが、3年を振り返っての見直しという部分があるので、ある程度は踏み込んでも。

【部会長】

公衆浴場についても、公衆浴場法という法律があって公衆浴場を維持することが国民の意思になってはいるんですけども、しかし、これは区の単独補助事業であって、区として地方自治体として、単独補助事業にまでしてそんなことする必要はないと考えても構わないわけなんですけれども、現在のところは、公衆浴場の自治的な解釈に基づいて、この3本の補助事業をやるのが適切であると公式には考えられて予算を支出しているというわけです。

それ自体について外部評価委員会として意見を言ってもよいということですね。

今部会として多少妥協はあっても意見を整理しないとならないと。特にA、B、C、D、Eは1つしかありませんので、ある程度歩み寄って評価した上で、意見としてすり合わせをしていかなければいけないんですけども、とりあえずいかがでしょうか。この時点で整理されたところで。

【委員】

例えばことぶき館のように高齢化のほうで維持管理していくのと、民間のお風呂屋さんに助成をしていくのと、費用的にはどういうふうなんでしょうか。

【事務局】

それは、もう少しデータが必要になってくるかと思うんですけども。

【委員】

お風呂屋さんは私の企業です。それに行政が積極的に存続を助成しているという構図だと思うんですけども、今のような話は、公衆浴場の組合が、我々はこういう方向にも事業拡大を検討して生き残っていききたいと言っている話なら、どうぞぜひやってください、そのために助成が必要ならまた区も考えてくださいという話だけでも、僕の認識は、お風呂屋さんというのはもう成り立たない、人は減る、維持する労働力が大変、後継者もないという事業を、区が区民の健康のためこれは公共的であると言って助成する。今度は介護の面からも意味があると言って助成する。ちょっと論点が違うとという感じがするんです。お風呂屋さんがどんどんその対象を広げて生き残っていききたい、だから助成してくれという話じゃなくて、どっちかというとお風呂屋さんはもうやめたい、けども、あんた方の仕事は公共性の非常に高い仕事だからやめないでくれと言っているという感じがするので、私はそこはちょっと違和感が。

採算性というか、収益性はもっといろんなことに幅を広げていかない限りは、お風呂屋さんは私企業としてはもう成り立たないと言ってもいいようなものを、行政が公共的だからといっ

てやめさせないといってるのは本当にいいのかという感じは否めない。

【部会長】

ほとんどがやめたいのに、お願いしてやめるなどいっているようなケースって、ないわけではないですね。

だからそういう構図だからといって、一概にいけないというわけでもないんじゃないですか。適切な例じゃないですけども、過疎地におけるスーパーとかですね。やはりやめないで一生懸命やっていて。状況によっては事業者はやめたいのに行政はやめないといっただぎ込んでいるということは政策としてはあり得るものなんです。それだけで補助は適切でないという理由になるかどうかというのは、ちょっと別ですが。

【委員】

確かに駅からも遠いのにお風呂屋さんが核になって商店街が成り立っていると言っておられました。私は、別の人の話として、商店街の中核は生鮮3品のお店だと聞いたことがあるんです。商店街に一番必要なのは、生鮮3品のお店で、それがスーパーマーケットだとかそういう競争に負けて、そのお店が町からどんどん消えていく。実態はそうだと思います。だから、田舎の小さな山間のスーパーをやめないでくれと言っている話と、都心のお風呂屋さんはやめないでくれというのと同じだというふうな論議ではちょっと……。

【部会長】

同じだと言っているわけじゃなくて、そういうこともあり得るから、そういう構図だとして、それだけではやめろという理由にならないと言っているだけです。ただ今の補足の理由はわかります。

【委員】

私はやめろと言っていません。見直しをする必要があるということで、見直せと。やめろというんだったらDです。これは、今急にDをつけるわけにはいかないという判断をしています。

【委員】

どういう人が使わざるを得なくて使っているのかというところが、もうちょっとはっきりしないと。1,000人が100人になったところで、100人の人が、もし公衆浴場がなくなったからどうするのかという、そういう観点は一つ必要。

私が疑問に思っているのは、本当に転廃業防止が主目的でいいのかということです。そのために、どういう内訳でこの補助金を使っているか、その辺をもうちょっとはっきりさせないと、本当に新宿区内に31の公衆浴場があるべきなのか、その観点で整理していただきたい。

もう一方の健康増進とか、介護とか、ふれあいもそうですね。公衆浴場が担ってきた機能とを今度すりかえて、そういうことに公衆浴場を利用するんだったら、方法論をちょっと変えて、区と協働でより健康増進に向けたような施設に変えていく。介護にしても、今デイケアセンターというのはどんどん増えてきているし、デイケアセンターでも入浴はさせているんですね。それはいいと思って増やしてくるということに、あるいは公衆浴場をそういうものに変換してしまうという方法論を変えていくことが必要であって、このままふれあいとか健康増進といっ

て助成を続けていくということは、あまりこれからの世の中には向いていないと思います。

【部会長】

入浴というのは人間の生活機能の割と基本的なところだと思います。そこに代表させて言うと、入浴サービスの効率的提供という観点から整理すると、いくつかの選択肢があるわけですね。自家風呂というのがまずあって、それから公衆浴場があって、それから介護事業者が提供している、まさに介護サービスでもかなり中心的なものの一つにお風呂に入るというのがある。それから、ことぶき館の公営浴場がありますよね。公営の無料の浴場だけはあるんですね。かなり昔からそうです。これらの入浴施設が混合した形で一定地域に提供されることで、私たちの入浴意欲というのは満たされているわけですが、この4つの中で公衆浴場というものがどういう役割を果たしていて、絶対なければいけないものなのかどうかと考えると、一定の問題についてわかりやすいかと思います。

そうすると、一つは、介護的な機能の提供という論点でいうと、むしろ介護事業者は独自で入浴機能を持っているんですね。ただ、裸のつき合いとか、大勢で入るということはしていない、そういう違いは残りますけれども、入浴という機能を提供する存在としては、公衆浴場というのはひょっとしたら時代遅れになっているのかもしれない。自家風呂がない、入浴サービスがあり、というわけですね。我々としても、入浴という機能を効率的に提供するという観点からして公衆浴場がどうなのかと考えてみるのも助けになるかなと思います。

今いろいろとご議論いただいて、考えるポイントみたいなものはかなり出てきたと思います。

まず、政策目的としてどうなのかということですね。健康増進とふれあいとかいうものがあるって、それを達成するための政策として転廃業防止というスタンスをとっているようです。1軒も減らさないという、これが適切なのかどうかということの判断が一つあると思います。

それから、組合を当事者に行っているということが補助金の配り方として、あるいは補助金の決め方として適切なのかという論点。

それから、転廃業防止と一応公式には言われているけれども、私企業ですからやめたいというものを止められないので、客観的な予測としては統廃合が進んでいくと考えるとすれば、それについての激変緩和的な機能というのが補助金に期待されるべきなのかどうかという点です。

それから、さっき申しました入浴という機能の効率的提供という観点からして、公衆浴場というものが適切かどうか、意義あるかどうかということ。

それとほとんど同じですが、費用対効果をうたって補助金が適切かどうかということがあるかなと。

大体このような点について総合的に考えて判断をするということですね。

今一番、この点で意見の見直しの差がありますのは、政策目的でしょうかね。私の考えだと2つありまして、1つは、1軒も減らさないというスタンスが適切かつ現実的なのかという点です。これはどうですか。

それから、健康増進、ふれあいコミュニティという、これはそれを期待するのは現実的かどうかということですね。確かに昔は、公衆浴場は公共の場で交流の場であったと思うんです

けれども、今はどうであろうかと。この辺について若干イメージの差があるかなと思うんですけれども、この点はどうか。

【委員】

1軒も減らさないという政策目的ではないと思いますけれども、私の周りにもお風呂屋さんには交流の場として活用しているという人も多いので、ふれあいという意味で今は機能していると思います。将来的にどうするか、別の形でそういう機能を持たせていくということも考えていかなければいけないと思いますけれども、現在のところはお風呂さんは十分そういう意味で必要だと思います。

【部会長】

この論点の中心をちょっとまとめる方向で少しいきたい。こんな点は一致しているんじゃないかとか、こんな評価だったらみんな一致できるんじゃないかとか、ちょっとそういう議論をお願いしたいと思いますけれども、どうですか。

【委員】

いろいろ選択肢があるけれども、公衆浴場しか利用できない人たちというのがどのぐらいいるのかなというのがいると思うんです。自分の家にお風呂がなくて、それからフィットネスクラブなんてとてもじゃないけど行けない。無料であれば公共浴場というところへも行くんでしようけれども、そういうのは新宿区にはない。支援があるから行くのか、自分の家にお風呂があるのに行くのか、この助成制度を使って公衆浴場へ行っているのか。

【委員】

その辺はあまり調査で明らかなる数字はない。

【部会長】

むしろ450円という入浴料は高いんですね。だから、無料パスをもらって行くというのがもちろんある。自宅にあるにもかかわらず、一つの文化としてああいうものを喜んで行っておられるという方はかなり多いように、視察では聞いておりましたけれども、どうなのか。

【委員】

私の周りの方は、内風呂はあるけれども、人と会うのが楽しみ、交流の楽しみということと、年をとってくるとお風呂の掃除というのが大変。それで、公衆浴場に行ってお友だちとおしゃべりしてもまた楽しいし、そういう人が多いんです。

【部会長】

公衆浴場問題について、試しに総括的に我々として基本スタンスを言えるとしたらこんな線かなというのをちょっと言ってみたいんですけれども、いいですか。

まず、減少傾向はとめられないという事実を直視すべきではないかと。事実認識として、公衆浴場に対する志向が急に高まるとかそういうことはちょっと考えにくいし、後継者が順当にやられていくようになるというのも考え難いので、そうすると、減少傾向はとめられないという事実を直視して政策を考えるべきではないかと。

しかし他方で、ふれあいの機能とか、そういった一定の役割を現に果たしているということ

はやっぱり省みられる状況であって、そう考えると減少をたどりながらも激変緩和的な補助を打っていくというところは、区民生活を支えていく上で重要な政策的合理性を持つと基本スタンスを定めて、その上で例えば設備助成についてはこうだとか、利子補給についてはこうだといったような判断をする。

今私が申し上げた基本スタンスというのはどうですか。そこで、そういうことだったら基本の考えとしても、そういう基本スタンスに歩み寄ってもいいかなという感じでしょうか。

【委員】

私は今おっしゃるとおり同意いたします。

もう一つの問題は、組合と行政との間で決まってしまう助成で、金額も高額のものも含めてある。もう一つ言うと、新宿区で出ている他に同じ項目で、都からのさらに大きい助成があると。そこを皆さんどう考えるか。

【部会長】

私もその点については同じような考えを持っています。商店街に対する補助というのは、従来は全部商店会を通して行われていたんですね。それが戦後日本の中で一定の政治的機能を果たしていました。しかし、最近の商店街活性化の補助金は、必ずしも商店会を通さないものが増えてきています。そこは変わってきていると思うんです。その意味で、少なくとも工夫を促すという意味では、組合を必ず通すという補助スタイルを見直すことも考えられるのではないかという問題提起はしてもいいんじゃないかなと思います。

【委員】

助成でも組合を通すんじゃなくて、応募してきた公衆浴場の提案に対して助成をする。そうすると透明性が生まれますね。そういうことを入れたほうがいいかなと思います。

【部会長】

第3部会としての公衆浴場事業についての基本スタンスというものを提案して、大体それで歩み寄っていただければなと思いましたがけれども。

【委員】

組合を通してというのはどこからの記述でそういうことが理解できるのか。組合は確かに存在しますし、組合に入っている業者でないと補助が受けられないということはありますが、補助対象はそうじゃない。

【部会長】

具体的な補助金交付の手續というのはわかりますか。

【事務局】

要綱では補助対象が浴場組合新宿支部に所属している公衆浴場経営者ということですから、実際の補助金を受けるに当たって、その申請書の名義人は個々のお風呂屋さんという形になっています。

【部会長】

お金もそっくり各事業者に渡るんですね。基本的な条件等を話し合いで決めるということ

すか。

【委員】

こういう縛りをなくすと、健康ランドとか数種の何かサービス業的なところも対象にしなればならなくなっちゃうんじゃないかというのが私の考えです。

【部会長】

商店街振興の補助金は商店街の申請者になっていますね。それとはかなり違う構造であるということですね。

【委員】

組合というのは別に特権団体でも何でもなく、お互い廃れ行く商売をする仲間同士として励まし合うような団体だという個人的なイメージがあるので、そこを関与することは問題なのかどうかと思います。

【部会長】

今私がまとめた点は、少しコーディネート工夫しなければいけないかもしれないし、組合についてももう少し知見を得る必要はありそうな気がします。

一応暫定的に3つないし4つの基本スタンスを部会として定めたところで、3つの補助事業それぞれについてどのような評価をいたしましょうか。

割とご異論なかったのは17。

【委員】

Cです。理由がよくわからない。何で融資をあっせんし、利子補給をするのか。

19年からずっと17件で続いています。もうちょっと前に融資を受けて、その利子補給が5年続いているだけの話だったら、もうそれが終わったらやめればいいし。

【部会長】

ヒアリングでお答えがありましたね。

【事務局】

「内部評価結果報告書」の21年度の評価理由の欄に、新規貸付も2件ありましたという記載があります。

それと補足なんですけれども、この17番の事業については、浴場組合の承認を得たものについて利子補給するという要綱になっています。

【部会長】

17については、他の中小企業の助成とバランスを失しない範囲の利子補給というのはというようなお考えの委員が多かったような気がしますけれども。

【委員】

内容が、その3つ一緒にこういう目的意識でいいのかといているところが全部ですから。

17番は、他の利子補給に比べていいのか悪いのかというのはわかるんですか。

【委員】

前提にかかわる問題ですが、A、B、CのBとCの違い、Cの場合、抜本の見直しというの

はある程度どこをどう見直すということはこの評価の上で指摘するのでしょうか。そこまで求められるのでしょうか。抜本的というのは。

【部会長】

その場合、対案みたいなことを言わなければいけないのかということですね。対案まで言わなくても。

【事務局】

第1部会でいくつかC評価をする部門があって、それでそのC評価で抜本の見直しが必要だけだと、今の補助事業だと縮小というか廃止と受けとめられかねないものになる。補助としては必要だけれども、やり方として不十分。受け取り手方にとっても使いにくい仕組みになっているから、より効果を発揮するためにもっと仕組みを変えて欲しいというものを、D評価にするわけにいかないから、それはC評価にする。ただし、C評価としたことによって、それを理由として逆に削られるような方向に行かないように、より目的を達成するために効果的な方法を目指して抜本の見直しをして欲しいという理由を入れるというものがいくつかあるという議論は出ていました。

【部会長】

それは評価の理由欄で書けば……

【委員】

ちょっと書かないと。

【部会長】

そこで書けばいいのか、それともCのコンビネーションですね。抜本の見直し・検証を行うべきものという、この言い方自体を少し変えたほうがいいのかということを思います。

しかし、一応Cとして、補助は必要だが、かなり大幅に制度を見直してもらいたいと評価の理由のところに書けば、少なくともD、Eじゃないだろうと。Bよりももうちょっと大きなことが必要だろうというものについてはCにして、他に必要であればCそのものの言い方を変えろという方向になると思います。

それでも全体で最後は統一するんですか。第1部会から第3部会まで。

【事務局】

全体会で各部会から報告していただき、その中で全体調整をかけていきますので、Cの部分が、もし各部会で縮小する方向での抜本の見直しなのか、拡充する方向での抜本の見直しなのかというのが明確に2つに分けられるのであれば、例えば今CとなっているものをCプラスとCマイナスに分けて外部評価委員会では評価しましたというような整理は可能だと思います。ただ、そのときに今のやり方が問題になって抜本の見直しが必要だけれども、それがどっちに動くかという部分が整理できないとなると、その辺はどうするのかという課題は残るかと思っています。

【部会長】

そのように考えれば、17番はBがいいのか、Cがいいのか。あるいはAというのか。

組合が調整しているという仕組みがいいのかどうかということも視野に入れて議題として考えるのであれば、玉虫色に解決したけれども、それぞれの委員が違う理由でEという評価に作成するみたいな話になっちゃったら、ちょっとこれは難しいですね。最初のケースだから悩みますね。

Aとおっしゃる方は2名の委員でしたか。全部Aなので。

【委員】

17は、私もAです。

【第会長】

個別の評価は評価としてやれるという場合と、全体に疑問があるから個別の評価はCになるというか、そういう差もありますけれども、これはどう調整したらいいのか難しい。他の部会はどういうふうにやるんですか。こうなった場合平均値をとるんでしょうか。

【事務局】

必ずしも平均値をとるということじゃなくて、委員の皆さんに議論していただいて、その中で、これでいいですかという形で。

それとあとは、17年の審査会の答申で抜本の見直しが必要だという指摘を受けている補助事業で、内容的にほとんど見直しがされていない、委員が疑問を持つものであれば、もうそれはB評価をつけられないからC評価だというのは、先ほど第1部会の話がございました。

【部会長】

では、公衆浴場については、今日はいくつか疑問な点もありまして、もしその疑問がデータ上、それを解決するデータがあるのかどうかもわからないんですけども、ちょっとこれは結論を先送りしたほうがいいですか。

【委員】

公衆浴場の件といわゆるNPO活動の協働絡みのところは、ヒアリングで内容はこの前十分聞けなかった。だから、この後のヒアリングに二、三十分とってもらっている中で、今の部分の追加のヒアリングをお願いして、そういう話の中でまた意見が少し収れんしてくるのを期待してそういうふうにヒアリングをした上で最終判断をしませんか。

【部会長】

これは実際にこうやって議論してみるといろんな考え方があって、かつそれぞれのデータが出てくれば、あるいは食い違いがあるいは解消するかもしれないということもあり、もう一回ヒアリングをするというのは部会の意思のようですが、これはお願いできますか。

【事務局】

計画事業のヒアリングの中に組み込んでしまうという形はできると思います。

【部会長】

今日、大分論点が整理されましたので、ヒアリングではっきりすることを期待しまして、今回はヒアリングをやった上で、今日の議論の決着をつけていこうと思います。

では、現地を見学した残りの事業について、印象が消えないうちにやってみたいと思います

が、まず空き店舗はいかがでしょうか。

【委員】

空き店舗については、資料によると早稲田の場合は11カ月であり、神楽坂の中通り商店街の場合は4カ月にすぎない。私が知っている範囲で何年もシャッターがあいていないテナントがいくらでもあって、4カ月だとか1年だとかというのは、まだ非常に長いとは決して思わないということをまず前提にして申し上げます。

実際に行ってみて、確かに商店街としてこんなところにシャッターを閉められて困るという部分は、商店街としてはあるんだろうと思います。問題は、そこに行政がお金を出して手助けをする必要があるかということです。私の結論は、行政がそこまでかかわる必要はない。商店会の努力でシャッターを開けているところはいくらでもあるという意見で、したがって、ここはちょっときついですけれども、商店街空き店舗活用支援事業はDと評価します。

【委員】

基本的に現状の新宿区での空き店舗対策というのは、どういう姿をとればこれからいいのかというのがまだよくわからない。過剰介入という意見もわからないでもないかなと思うんですけれども、今年の実績が商店会の中でどう評価されてくるのか、その辺の効果をもうちょっと見守ったほうがいいのかなと思います。

実際には、空き店舗というのは、多分、大久保通りなんかだと新大久保から明治通りまでですけれども、明治通りから今度は若松のほうへ行く結構シャッターが閉まっているんですよね。いわゆる都会の中でも田舎のシャッター街みたいなのところもあるので、そういうところをむしろ活性化というのに使うという意味では、支援事業としてはあってもいいのかなという意味で、一応Aをつけました。Bのほうがいいかな、そういう意味では。

【委員】

この間、見学したところはアンテナショップでしたけれども、実績のあるところですし、地元でやっていかれるお店だと思うんですね。

初期投資の助成で空き店舗が活用されるのであれば、助成はすべきと思います。Bです。

【委員】

私は、検証が必要ではないかというところでBじゃないかなと思います。やっぱりつくってすぐには効果というのはなかなかあらわれないでしょうし、見学させていただいた西早稲田のアンテナショップの方もこれから商店街とのつながりをつくっていくということで、今まではまだそこまで着手できていないようなことをおっしゃっていましたので、それは時間がかかるかなと思います。

やはり地域の人にとってどれだけ意味があるものになるか、そのことが一番重要だと思うので、商店街はシャッターが開くことを歓迎し、地域の方も他に行かなくてもここで買い物が済めば便利でいいというふうに評価することが一番目指すべきことなのじゃないかと思います。そこがまだちょっとわかりづらいということで、Bです。

【部会長】

まだ始まったばかりだから成果を検証する必要があるという意味でBが3人ですね。

お2人は、商店街側からじゃなくて、地域とか、あるいは何かやりたいNPO側から見ておられて、そっちから見るとありがたい話なんですね。お金のない、けれども何かやりたい、アンテナショップでも交流拠点でもいいんですけれども、そういう人たちにチャンスを与えられて、そこに場が構えられるという効果のほうにむしろ着眼されたご意見で、たまたま弱った商店街にできるチャンスが与えられる、そういう意味ではよい事業ではないかという視点からのご意見です。一方、確かに商店街振興と考えると、新宿みたいところでそんなこと必要ないというふうになる、その両面評価をしてみなければいけないかなと思います。

【委員】

少数意見として1行書いていただければ、皆さんBですから。ただ、やっぱり私の主張は、そこまでやらなくたって新宿ならつくところがあるから、やる必要はないというものです。

【委員】

おっしゃるのもわかるんですけれども、新宿区でもいろんな商店街があります。ほっといても埋まる場所もあるでしょうし、ほっておけばシャッターが次々に増えてしまうということもあると思うので、自由が丘みたいなブランド性のある商店街の場合は、空くより早く入るということもありますけれども、その点、私の近くでは医療機関が多いこともあって、空くとすぐに薬局が入って、そうすると一般の買い物に都合のいいような商店はどんどん減ってしまって、薬局ばかりが並んでいる。ですから、商店街に任せればいいというのは、例えば神楽坂の一部はそういうところがあるかもしれませんけれども、やはり助成が必要だと思います。

【部会長】

これも先送りしてもいいんですけれども、お話を聞いている限り、割とすんなりしていると感じているんです。

部会全体としてはBという評価をした上で、その理由としては、まだ始まったばかりの事業で見守る必要があるということと、それから我々が視察したところは割と元気なようでしたけれども、新宿の空き店舗対策をする必要のある商店街は多分あるのではないかとと思われるので、政策としての合理性があり、またその商店街振興という視点から離れて、今度はNPO活動への支援とか交流拠点づくりとかということを見ると、有効な事業ではないかと。ただ、始まったばかりの事業なので検証する必要があるし、やはりそもそも新宿のようなところで空き店舗対策をわざわざこの補助事業でする必要があるのかという根本的な疑問もなお消えないものがあるという、そんなふうな意見を付していけば、割と書けるのではないかと。

【委員】

新宿区の空き店舗であまり肯定的なことの評価をして欲しくない。

【部会長】

少なくとも全国民的なナショナルミニマムとしての店舗事業というのはあるわけですよ、国がやっている。ただ、それで十分ではないかという意見があり得ると思うんですね。

これは区の単独事業ですよ。そういうものとして評価をしようということなので、わざわざ

ぎ新宿がナショナルミニマム、あるいは都全体のミニマムを越えて、新宿のようなところで空き店舗対策を支援するのは、少なくとも交流拠点とか、普通放っておいたら商店街ではないようなものをここでやらせてもらえるいい機会だというふうには思います。ただ、商店街振興として考えると、確かに新宿のようなところで必要があるのかなのか、まさにこの事業を通じて検証をしていくべきではないのかと思います。

【委員】

大きな病院の周辺に薬屋さんが多くなっていることは、私のところも同じで、ああいうのはそんなに要らないという思いはあります。だけど、ビジネスとして進出してきているわけでしょうから、我々がもう要らない、あるいは行政が3つ以上はだめというようなことが言えるかという結局言えなくて、あそこは需要と供給の関係でビジネスだと思って、今のところ願わしくないけれども、手は出せないんじゃないかという感じを持ちます。

【委員】

でも、そういうときにやっぱり地元が何か、もしそこに対するまちの議題を解決するために、こういう支援を使って何かできるきっかけになるのではないかなという気がするので、なすすべがないというだけではないように思います。

NPO振興という点では、その事業は割と中小企業とかそういうところの方にはお知らせが行っているのかもしれないけれども、NPOの方はご存じなのでしょう。

【部会長】

割と知っているはずですよ。知っているのはそれはプロの影響力ですね。正直なところ、商店街振興じゃなくて、NPO支援として特化したほうがいいのかと、私なんかは思います。

商店街振興として見た場合でも、その必要があるのではないかというのはとてもいい意見だと思います。それは別にB評価として、両論併記というところに考えていいと思います。

【委員】

同意します。そういう少数意見も書いていただければ。

【部会長】

これはかなり論点がはっきりしましたので、後はそれぞれの委員のお考えを意見欄に記入するというだけでいけるのではないかと思います。

視察をいたしましたミニ博物館についても今と同じ程度の議論をして、もし見通しが得られるのだったら、そのとおりにしたいと思います。58番ミニ博物館運営事業につきましてご意見をお願いします。

【委員】

この前、ヒアリングで伺ったところによると、もう区としてはあまり増やすつもりはないと。あと、まち全体ミュージアム構想ということでちょっと方針転換しているのかなということで、もうこのまま7つを維持していくために84万円ですか、月1万円の補助をしているという、それは必要なところもあるし、あまりああいうものを増やすというよりも、文化財をみんなに知らしめる術をもうちょっと他に考えているんだしたら、もうここで運営費補助をしばらく様子

を見てもらうという意味でBにしました。

【委員】

C、プラスのほうです。

【委員】

この後もうちょっと意見を整理したほうがいいと思いますが、1つ見ただけの感想で言うと、新宿区のミニ博物館を見たときに、見る側の意見といいますか、希望を行政が代表した形で資料なり助言なりをしてもらったほうがいいなという感想です。期待に応えるという部分があって欲しいなということが一つ。もう一つは、やっぱりああいうものを子どもたちに触れさせて欲しいという願いを感じるんですね。だから、そういう意味でこれは見直しの検証が必要な部分があるという意味でBをつけています。

【委員】

この月1万円の部分だけで見ると、何かちょっと頼りないような、もう少し拡充をしてもいいのかなという気持ちになるんですが、展示替えなど増減250万円という部分も続いていくわけですよ。そういうところでBというのかCというのか、ちょっとよくわからないんですが、その予算枠の中で柔軟にもう少し運営補助に組み込めるような形にならないかなと思いました。

やはり今後も新宿区の伝統的なもの、文化財を発信していく重要性は感じますし、それが運営費月1万円というところで、この額だとあってもなくてもいいような、その辺の効果というものがよくわからないので、力を入れるのであればもっと額を増やす。あとは、立ち上げた以降、それほど助成が必要でないならば、また違う形に組み込むという、その辺はつきりしないけれども、とにかく1万円というようなことは本当に必要なのかということは感じました。

【部会長】

これは、込めている思いはちょっとずつ違いますが、概ね結論としてはBにしております。かなりCプラスに近いBなんですけれども。

前提として、皆さんミニ博物館という政策はいいんじゃないかとしておられたと思います。特に、もっとPRして、新宿にこういう産業文化資産があるということをアピールし、特に次世代にも伝えていかなければというご意見だったと思います。

ただ、もう少し考えてみたいなという感じをちょっと受けたんですけれども。今まとめようと思えば、Bと書いて新宿区として必要な事業であるみたいなのを書いて、少し充実させるということも言おうとしたところは意味があると感じました。

今のような形で評価結果シートを書いてみたいと思いますけれども、次回、こういう議論をするときに、またより充実させる、あるいは少し修正をするという評を留保した上で一応のものをつくるというふうにしたほうがいいなと思います。ここは別に見たら、また別の視点が出てくるかもわかりませんので。

それから、月1万円の運営費補助というのは、委員のほうから改定案も考えられるので、いろんな考慮も浮かぶのかなと思います。

例えば、先ほど見せる側の都合を提言しておられまして、それも運営費補助が多くなると、

見せる側の都合だけではやっていけなくて、それは業者にとっては困るかもしれません。その辺のバランスで決まっているかもしれないけど、そこは少しまた委員の中で多面的に考えて育成させるようなことではないのかなと思います。その意味でも少し月末まで考えていただいて、また少し議論したいと思います。いいですか、そういうふうにして。

【委員】

はい。

【部会長】

それでは、今日は視察をやったところについて何とか補助事業評価の議論をしてみました。その結果、公衆浴場につきましては、またもうちょっとデータが欲しい面もあり、今無理に取りまとめることはせずに、もう一回ヒアリングをさせていただいた上で議論をするということにしました。

ミニ博物館と空き店舗につきましては、大体意見の収れんが見られていますので、評価結果シートを案として次回提示させていただきたいと思います。その他はいろいろとお考えになったり、足を運ばれたりして、さらにお考えを進展させていっていただきたいと思います。

特に、空き店舗につきましては、いくつか異なった視点と異なったニュアンスのお考えがありますので、それはきちんと意見欄に、場合によっては両論併記的になるかもわかりませんが、していきたいと思います。取りまとめで当然意見のところいろいろ書かれた取りまとめになるので、そこは丁寧にやっていきたいと思います。

どうも時間を延長しましてありがとうございます。それで、以上で今日の議題の1をとりあえず終了させていただいて、8月後半には譲りたいと思います。

【事務局】

1点だけ確認させていただきたいんですけども、個別目標を評価する上で経常事業についても質問したほうがいいんじゃないかという委員からの提案があり、経常事業でこんな質問をしてはどうかという意見が出ております。これについては、部会のほうでそのままいこうということであればこのまま質問していく方向でまとめさせていただきたいと思います。

個別目標の中の次の基本施策にそういうところに該当していたりするので、あってもいいのかなと思います。第1部会も個別目標や基本施策単位で質問しようというお話も出ていました。

【部会長】

よろしいですか。確かに基礎的な情報として知っておきたいですね。よろしいですね。

はい、ありがとうございました。

それでは、今日は大変ご苦労さまでした。これで終了いたしましょう。

<閉会>